

あらゆるリスクに備え
農業経営には
収入保険



収入保険は販売収入の約1.5%の保険料(経費)で加入できる国の農業保険制度です。
個人・法人を問わず青色申告を行っている方がご加入いただけます。

農業者自ら栽培・販売する農産物 全てが補償対象



米・麦
大豆・そば



花卉・球根



果実



ハウス内作物
露地野菜

干柿・餅・梅干し等
簡易な加工品も補償対象

農業経営努力では避けられない 農業販売収入の減少を補償

災害による品質低下や作付不能

自然災害による収穫量の減少だけではなく、猛暑による品質低下、地震や土砂崩れなどで作付不能となつたことによる収入減少も補償の対象となります。

農作物の販売価格の下落

販売価格（概算金）の下落、出荷先の倒産、契約後の取引価格の変更による収入減少にも対応します。

病気やけがによる就農不能

病気やけがによって農作物の管理や収穫ができなくなったことによる収入減少も対象となります。

※医師の診断書による確認が必要です。

制度の詳しい内容・試算はお近くの農業共済までお問合せください

富山県農業共済組合（NOSAIとやま）

新川地域農業共済センター

入善町青木1385-1

☎ 0765-72-0377

富山地域農業共済センター

富山市安養寺340-1

☎ 076-429-5006

高岡地域農業共済センター

高岡市北島325-2

☎ 0766-28-0200

砺波地域農業共済センター

砺波市豊町2-11-14

☎ 0763-32-2277



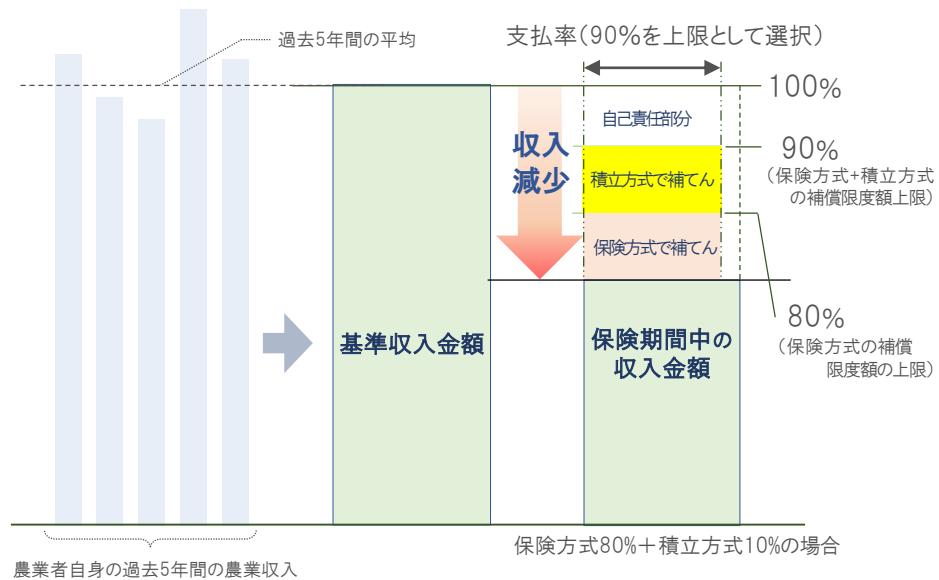
収入保険の仕組み

税務申告の実績から基準収入金額を設定します

保険期間の収入が基準収入金額の9割を下回った場合、下回った額の9割を上限に補填します。

(青色申告の実績が5年以上の場合)

基準収入金額は農業者自身の過去5年間の農業販売収入の平均を基本とし、規模拡大や縮小などの保険期間中の営農計画を考慮して算定します。過去5年間の農業販売収入金額として使用するのは、税務申告書類の農業販売収入金額です。



— インターネット申請 & 自動継続特約 —

収入保険では農林水産省の共通申請サービス『eMAFF』を通じてご自身のスマートフォンやパソコンからいつでも加入申請・保険金請求・事故発生通知などの申し込みを行うことができます。

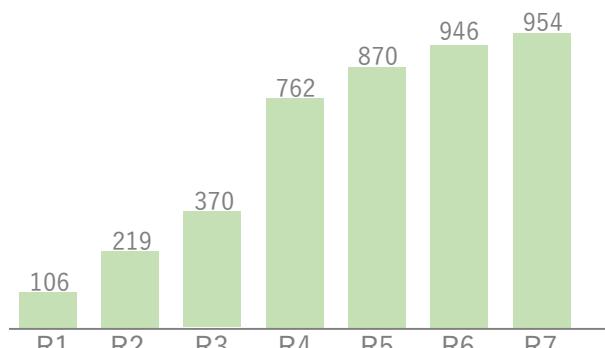
インターネット申請することで付加保険料（事務費）が割引になります。また、翌年以降の契約を継続する特約（自動継続特約）を申請すると更に付加保険料が割引されますので、是非ご検討ください。

	インターネット申請+自動継続	インターネット申請のみ	自動継続のみ
新規加入者	4,500円 割引	4,500円 割引	1,000円 割引
継続加入者	3,200円 割引	2,200円 割引	1,000円 割引

※eMAFFのIDの取得やインターネット申請手続きについては職員がサポートいたします

富山県の収入保険

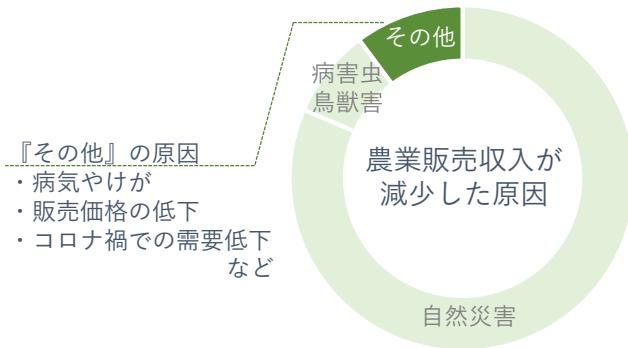
収入保険の加入状況



収入保険の加入者は年々増加しています！

平成31年にスタートした収入保険は、県内では令和7年3月末時点で954件の個人・法人に選ばれています。全国では、約10万経営体が予期せぬ収入減少に備えて加入されています。

保険金等の支払状況



10人に1人が自然災害等以外の理由で収入減少

収入保険が補償してきた収入減少要因の約8割が豪雨や猛暑等の自然災害ですが、その他にも病気やけがでの就農不能、コロナ禍の需要低下、販売価格の低下など、収入保険だからこそ補償できた減収要因も少なくありません。